

小山台剣友会規約

(令和6年4月改正)

小山台剣友会規約

第1章総則

第1条（名称） 本会を「小山台剣友会」と称する。

第2条（所在地） この団体を次の所在地に置く。
神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷3丁目2-1

第3条（目的） 本会は、港南区剣道連盟の方針に沿い、剣道の修練を通じ青少年の育成、体位向上、ならびに剣道愛好者の親睦を目的とする。

第4条（場所） 本会の剣道修練の場は、小山台小学校の体育館とする。

第5条（設立） 本会の設立年月日は昭和55年4月1日とする。

第2章構成員及び組織

第6条（構成員） 本会の構成員は、会員、会友、役員から成るものとする。

第7条（会員） 会員は小学生及び中学生とし、入会申込書を提出するものとする。
但し、特別の場合はこの限りではない。退会は会員の都合により自由とするが、会費の収受は第四章会計の規約を参照のこと。

第8条（休会制度）

1. 会員が長らく剣道を続けることが出来るよう、この制度を設ける。
2. 病気、通学、その他の理由でしばらく練習を続けることが出来ない場合、休会届けを提出すれば休会扱いとする。
3. 休会期間は届出を出した日から、練習を再開した前日までの最長2年とし、休会を続けたい場合は、再度届けを出すこととする。
4. 休会中の会費については、第四章会計の規約を参照のこと。

第9条（会友） 元会員であつて会が認める高校生以上の者等を会友とし、会費を免除し、後輩の指導や自分の練習についても参加できるものとする。

第10条（役員）

役員は以下の職務を行うものとし、会員の保護者、会友の中から選出する。

1. 会長（1名） 会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長（1名） 会長を補佐し、代理を行う。
3. 館長（1名） 剣道修練を統括し、会の運営を助言する。
4. 事務局（1名） 本会窓口、及び対外的行事一切を行う。
5. 理事（若干名） 役員会、総務業務、及び本会規約の運営を行い、学校施設の使用管理員の職を行う。
6. 会計（1名） 収支に関する一切の業務を行う。
7. 監事（1名） 会計の収支に関する一切の業務を監査し総会にて報告する。

第11条（役員の任期） 役員の任期は1年とし、4月に改選する。但し、再任を妨げない。

第12条（役員の選出） 役員の選出は総会にて行う。

第3章総会

第13条（審議事項） 総会にて審議する事項、行事その他については、会長が役員による役員会を招集して協議する。

第14条（開催回数） 総会は年1回以上開催するものとする。

第15条（開催請求） 会長が必要と認めた時、または会員の過半数が請求した時には総会を開催することができる。

第16条（周知） 総会での議決、決定事項は書面にて会員に連絡すること。

第4章 会計

第17条（収支） 当会の収支は会費、寄付金、その他とする。

第18条（会費） 会費は、小学生一ヶ月1,500円（会費1,200円・積立金300円）、中学生一ヶ月500円（会費300円・積立金200円）とする。
但し、会費の増減及び臨時会費の納入については総会の議決による。

第19条（納入） 会費は原則として二か月分をまとめて納入する事とする。

第20条（休会等） 納入期間中の退会、休会については残余の会費は返却しない
但し、休会中の会費の納入はその期間は中止するものとする。

第21条（借用料） 当会所有の防具・胴着を借り受ける場合は、1,000円を借用料として納入するものとする。

但し、借用料の納入は一回限りとし、サイズの変更等に伴う借り換え時には必要ないものとする。また、借用防具・胴着の修理費用は、当会会費から支出することを基本とする。

第22条（返却） 借用防具・胴着は退会時、借り換え時には責任をもって、返却するものとする。

第23条（会計年度） 会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとし、総会、或いは必要に応じ、会計報告を行う。

第24条（監査） 毎年一度、或いは必要に応じ、監事は会計監査を行い、総会、或いは必要に応じ、監査結果を報告するものとする。

第5章 補足

第25条（細則） 本会規約の施行に必要な細則は役員会の決議を経て、会長が定める。

第26条(改正) 本会規約の改正は会員の3分の2以上の同意がある場合、会長が決定し、館長の了解を受けるものとする。

付 則

1、この規約は昭和55年4月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は昭和61年4月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は昭和63年4月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は平成4年4月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は平成10年7月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は平成18年4月1日より実施する

付 則

1、この規約(一部改正)は平成24年3月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は平成26年4月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は平成29年4月1日より実施する。

付 則

1、この規約(一部改正)は平成31年4月1日より実施する。

1、この規約(一部改正)は令和6年4月1日より実施する。